

(参考様式)

## 東京都外国人美容師育成事業 育成機関誓約書

東京都が実施する外国人美容師育成事業において、外国人美容師を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、特定美容活動に従事させ、当該外国人美容師に実践的な美容に関する知識及び技能を修得させる機関として、下記の事項を遵守し、育成機関としての業務を誠実に履行することを誓約いたします。

### 記

- 1 外国人美容師を特定美容活動（これに付随する業務を含む。）以外の業務に従事させません。
- 2 外国人美容師に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 3 項に規定する「接待」を行わせません。
- 3 外国人美容師が従事する業務及び職種は、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（以下、「要領」という。）第 2 の 1 及び第 3 に定める「特定美容活動」の範囲内であることに相違ありません。
- 4 東京都外国人美容師育成事業育成機関設置基準（以下「設置基準」という。）第 4 の 1（5）に規定する欠格事由に該当せず、また将来にわたっても該当しません。
- 5 以上の事項を含め、要領及び設置基準に従うことに同意します。

令和〇年〇月〇日

住 所 〇〇〇〇〇〇

機関名 〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇（自署によること）

(参考様式)

外国人美容師の報酬額が同等の業務に日本人が  
従事する場合の報酬と同等額以上であることの算定資料

監理実施機関の代表者 殿

所在地  
名称  
代表者の氏名

外国人美容師に支払う報酬額は、同等の業務に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上としています。

記

	外国人美容師	同等の業務に 従事する日本人 (氏名： )
	(氏名(アルファベット表記)： )	
	(氏名(カタカナ表記)： )	
実務経験 (年数)		
主な業務		
給与 (月額基本給)		
時間外・ 休日手当		
通勤手当		
その他の手当		
賞与		
昇給		
備考		

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(記載要領)

1. 受け入れる外国人美容師全員分について、別葉にして報告すること。

ただし、複数の外国人美容師について作成する場合であって、「外国人美容師」欄(「氏名」を除く。)の記載内容がすべて同一である者については、「氏名」欄は「別添リストのとおり」とし、氏名のリストを添付すれば全員分について本様式を作成する必要はない。

2. 賃金規程及び日本人の給与明細のほか、上表の記載事項を証する書類を適宜添付すること。

3. 説明を要する場合には、「備考」欄に記載すること。

(参考様式 (別紙))

報酬等が同一である外国人美容師

整理番号	氏名 (アルファベット表記)	氏名 (カタカナ表記)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(備考) 必要に応じて、行を追加して記載すること。